遺産・相続財産寄付のご案内



病いや障がいと闘う子どもたちへ 芸術や学びを



特定非営利活動法人スマイリングホスピタルジャパン

スマイリングホスピタルジャパン(SHJ)は東京都から認定を受けた「認定 NPO 法人」です。
SHJ へのご寄付は税控除の対象となります。

スマイリングホスピタルジャパンへの遺贈寄付について

遺贈とは

遺贈とは遺言書を作り、遺産を特定の人や団体に贈ったり寄付したりすることです。「認定 NPO 法人スマイリングホスピタルジャパン」(SHJ)へ遺贈するという方法で、築かれた財産を難病や障がいの子どもの学びや成長のために役立てることができます。子どもたちにとってはたとえ闘病中であっても毎日が成長の日々です。入院、入所を余儀なくされる中、プロのアーティストによる質の高い文化的な活動を定期的、主体的に行うことにより、闘病意欲を持ち続け、創造する喜びを通して生きる力を育むことができます。在宅医療を受ける重い障がいのある子どもへは、ご家庭に訪問の上、個々の障がいに合わせた方法で学習支援を行うことで、可能性を広げ生涯学習につなげることができます。





SHJ は、子どもたちがたとえ病や困難を抱えていても、生き生きと自分の世界を広げ成長していってほしいと願っています。

病院・施設・在宅訪問の拡大、充実はもちろん、退院後に語り合ったりボランティア活動に参加 したりなどのための集いの場や、在宅訪問学習支援に参加する子どもが体調の安定した時に は通って学ぶことができる学習の場、そして支援者が研鑽を積むための研修や情報交換の場 を作ることが今後の目標です。

少額でも構いません。まずはお問い合わせください。

※認定 NPO 法人への遺贈には相続税が非課税となります。

●遺贈は大きく分けると2種類あります

特定遺贈と包括遺贈

特定遺贈・・・予め遺贈するものを特定している遺贈のこと。 例えば現金は A 団体へ、不動産は B さんへ、株は C さんへ など。

包括遺贈・・・遺贈するものを特定せず、「全部」や「全体の何割」などとして遺贈対象の資産を特 定しない遺贈。

> 例えば、私の資産をすべて A さんへ または、私の資産の半分を B さん、 もう半分を C さんへ など。

包括遺贈はマイナスの資産(負債)も併せて遺贈してしまうことになるので注意が 必要です。

※スマイリングホスピタルジャパンでは現金の特定遺贈をお受けいたします。

遺言によるご寄付の流れ(ご本人による寄付)

- 1 遺言によるご寄付についてスマイリングホスピタルジャパンに相談
- 2 遺言書を作成

お勧めします。

遺言書見本

確実にご遺志を実現するため、 法的に有効な遺言書を お作りください。 信用性の高い公正証書遺言を

请言公正証書

本公証人は、●●年○月○○日、遺言者●●の嘱託により、証人●●、同●●の立会いのもとに、遺言者の口 述を筆記してこの証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者が所有する次の財産について、遺言執行者においてすべてを換価し下記のとおり遺

1 清勝する財産

株式会社●●銀行●●支店 普通預金 口座番号 ●● 口座名義人 ●●

遺贈する割合 上記預金のすべて

受適者 認定特定非営利活動法人スマイリングホスピタルジャパン 住所 東京都杉坂区永福 4-1-9 1-8 代表理 松本恵里 なお、遺贈の使途は認定特定非営利活動法人スマイリングホスピタルジャパンの事業とする。

第2条 適言者は、前条記載以外に適言者の有する財産について、適言執行者において換価し、適言者の一切 の債務の弁済、及び、適言の執行の費用及び報酬の支払いに充てた残金の相絶は、法定相続人の協議 にゆたねる。

第3条 遺言者は、下記の者をこの遺言執行者に指定する。

\$2.

職業 氏名

2 連言者は、遺言執行者に対し、遺言者の預貯金、有価証券等の財産について、換金・換価処分等の手続をするなどこの遺言を執行するために必要な一切の権限を授与する。

遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自その筆記の正確なことを承認し次に署名押印する。

遺言者 証人証人 ●●法務局所属 公証人

- 3 ご逝去
- 4 遺言の執行
- 5 領収証受け取り(認定 NPO 法人の証明を兼ねた領収証と感謝状をお送りいたします)

※留意点

- ✓遺言書は法的に有効な公正証書遺言をお勧めします。自筆証書を作成される場合は法的に 不備がないよう、専門家にご相談ください。
- ✓兄弟姉妹以外の法定相続人は「遺留分」が法律で保障されています。遺留分は遺言書の内容に関わらず、財産の一定割合を受け取れる権利です。将来、円滑に難病や障がいの子どもたちにご支援を届けるため、遺留分にご配慮の上、慎重にご検討ください。
- ✓遺贈先を「認定 NPO 法人スマイリングホスピタルジャパン」と明記ください。
- ✓遺言執行者をご指定ください。遺言執行者とは中立な立場で遺言者ご自身の意思を担う方です。専門家(弁護士、司法書士、行政書士、税理士、信託銀行など)が担当することが多いです。

●ご家族へのメッセージを「付言事項」に残しましょう

遺言を作成する際、法律で定められた事項の他に、遺言の動機や相続人に伝えたいメッセージ を自由に書くことができます。これを「付言事項」といいます。

法的に拘束力があるわけではありませんが、記載をする事により、遺言者の想いを伝えることができます。

なぜ SHJ に寄付したいのかのメッセージを記載することで、より円滑な遺贈寄付の実現が期待できます。

相続財産によるご寄付の流れ(相続人からのご寄付)

- ※当団体にご寄付いただいた相続財産(現金)には、相続税が課税されません。
- ※相続税の申告期限は、相続開始後10ヶ月以内です。
- 1 ご逝去とともに相続が開始
- 2 10 ヶ月以内に早めに SHJ へご連絡
- 3 ご寄付の実行
- 4 SHJ が領収証を発行
- 5 相続税の申告・納付

10 ヶ月以内に SHJ にご寄付いただき、必要書類を添付して相続税の申告をしていただきますと、ご寄付いただいた財産に相続税が課税されません。

非課税の扱いを受けるには、相続税の申告期限内にご寄付いただき、当団体が発行する 「領収証」を税申告書類に添付下さい。

♡ 遺言書保管中のご連絡

SHJ 活動の報告をまとめた ニュースレターを季刊にてお送りいたします。

♡ 感謝状をお送りします。

遺産のご寄付をいただいた場合、 認定 NPO 法人の証明を兼ねた領収証と あわせて「感謝状」を作成いたします。 領収証と感謝状の宛名名義を事前に ご指示ください。

※名義は、領収証をご遺族に、感謝状は 故人様のお名前にすることもできます。





お香典・御花料からのご寄付の流れ

方々と分かち合っていただくことができます。

お香典返しを寄付にかえて難病や障がいの子どものために役立てることもできます。 故人やご遺族が、難病や障がいの子どもたちへ抱いている想いを、生前故人とご縁があった

ご遺族様から会葬者の方々にお送りいただくための「お礼状」をご用意しております。

お礼状のイメージ

謹啓 時下ますますご清祥のことと存じます。

故 ○○ ○○ 様のご葬儀にあたり御霊前にお供え

いただいた思し召しの中から、故人様のご遺志により、

認定 NPO 法人スマイリングホスピタルジャパンへの募金として

ご寄贈いただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

この度の貴重な浄財は、難病や重い障がいと闘う子どもたちの 学びや成長のために、また活動の普及のために有効に使わせて いただきますことをご報告申し上げ、

御礼のご挨拶とさせていただきます。

謹白

令和○年○月

認定 NPO 法人スマイリングホスピタルジャパン 代表理事 松本 恵里



- Happiness Helps Healing -

スマイリングホスピタルジャパンは 難病や重い障がいと闘う子どもたちに 芸術や学びを通して生きる喜びを届け 成長を見守る認定 NPO 法人です

入院、入所を余儀なくされる中、プロのアーティストによる質の高い文化体的に行うことにより、闘強する意びを持ち続け、創造する喜びを通して生きる力を育なにとができます。





は七に原体を受ける単い障かい のある子とも小は、ご家庭に訪 問の上、個々の障がいに合わ せた方法で学習支援を行うこ とで、可能性を広げることができ ます。

スマイリングホスピタルジャパンは誰一人取り残さない社会の実 現を目指して活動を続けてまいります。どうか今後とも、当団体の 活動にご理解と応援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

〜関病中の子ども・重心の子どもに学びと本物のアートを〜 認定 NPO 法人 スマイリングホスピタルジャパン

〒168-0064 東京都杉並区永福 4-1-9 1-B Tel/Fax: 03-6379-0028 info@smillinghpj.org http://www.smillinghpj.org

表

お名前や文中表現の一部は、ご要望に応じて作成させていただきます

お礼状申し込みセット

1 お礼状申し込みセットを請求する

お電話にて メールにて

セット内容:1.お礼状見本、2.お礼状申込書、3.募金振込用紙

※3~4 日のうちにお届けいたします。

2 SHJ へ募金する

3 お礼状を申し込む お礼状作成をご希望の際は、お礼状申込書にご記入の上、当団体まで送付願います。

4 お礼状を受け取る お礼状を作成し、まとめてご家族様にお送りいたします。 お礼状申込書の受領およびご寄付いただいたあと、数日以内にお送りいたします。

5 領収証を受け取る

お問い合わせ

認定特定非営利活動法人スマイリングホスピタルジャパン

遺贈寄付相談

お電話: 03-6379-0028 (平日 10:30~17:00)

メール: info@smilinghpi.org





特定非営利活動法人スマイリングホスピタルジャパン

〒168-0064 東京都杉並区永福 4-1-9 1-B

お問い合わせ先: info@smilinghpj.org

お電話でのお問い合わせは 03-6379-0028

HP: http://www.smilinghpj.org